

我孫子市東日本大震災復旧・復興対策方針



2011年(平成23年)8月

千葉県我孫子市

1. 復旧・復興対策方針策定の目的

平成 23 年 3 月 11 日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード 9.0 を記録しました。この地震では、宮城県北部で震度 7、東北・関東 8 県で震度 6 以上の強い揺れが観測され、巨大な津波の発生も相まって、東日本一帯に甚大な被害をもたらしました。

我孫子市では、幸い重傷以上の人的被害はなかったものの、激しい揺れや地盤の液状化により、家屋や生活基盤施設に大きな被害がありました。

市では、震災直後から被災した公共施設等の復旧を進めるとともに、被災した市民が速やかに生活再建できるよう、被災者相談窓口の開設、国・県の支援策と連動した被災者支援の充実などに取り組んできました。

しかし、現在も、多くの被災者は被災家屋の復旧・再建の見通しがたっていない状況にあり、また、液状化の被害が集中した地区では、復旧・復興について、更なる取り組みが求められています。

また、地震により発生した原発事故は、発生から 5 か月が経過した現在も収束が不透明な状況にあり、相対的に高い放射線量が測定される中、我孫子市においても、様々な形で影響が出ています。

このため、本格復旧、さらには復興に向けての準備に着手するにあたって、改めて、全体的な取り組み方針並びに課題ごとの取り組み方針を整理した「復旧・復興対策方針」を策定し、円滑かつ確実な復旧・復興をめざすものです。

■市内家屋の被害状況（8 月 10 日現在 単位：棟）

地区名	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害合計
我孫子地区	7（5%）	2（67%）	30（33%）	187（29%）	226（26%）
天王台地区	7（5%）	0	8（9%）	130（20%）	145（16%）
湖北地区	3（2%）	0	4（4%）	62（10%）	69（8%）
新木地区	4（3%）	0	6（7%）	69（10%）	79（9%）
布佐地区	113（85%）	1（33%）	42（47%）	199（31%）	355（41%）
市域全体	134（100%）	3（100%）	90（100%）	647（100%）	874（100%）

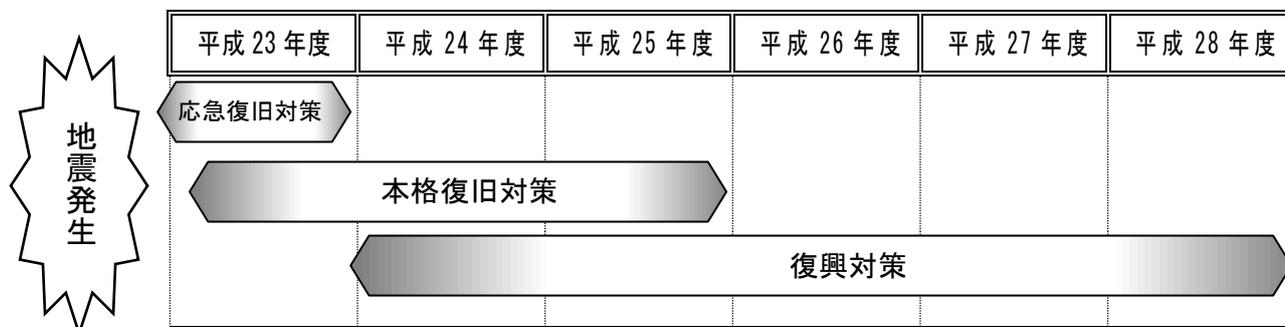
※非住家（空家、店舗等）の被害 68 件を除く

※（ ）内は市域全体に対する割合

2. 全市的な取り組み方針

(1) 全体スケジュール

復旧・復興は、「応急復旧対策」、「本格復旧対策」、「復興対策」の3つの段階に分け、順次、目標を明らかにして取り組んでいきます。



① 応急復旧対策（地震発生から概ね1年間）

《目標》

- ◎被災者が当面の間生活できる環境を整える。
- ◎復旧・復興に向けての条件を整理する。

《主な取り組み》

- 生活基盤施設の応急復旧工事
- 避難場所の確保（応急避難所及び民家賃貸住宅入居支援等）
- 被災者への生活再建支援
- 復旧・復興体制の整備

② 本格復旧対策（平成23年度から3年間）

《目標》

- ◎被災者が今後の生活設計に基づき、生活を再建する。
～被災前の生活を可能な限り取り戻せるよう支援する～
- ◎生活基盤施設が震災前の機能を確保できるよう復旧する。

《主な取り組み》

- 道路の災害復旧工事
- 上・下水道の災害復旧工事
- 住宅の取り壊し支援（解体瓦礫の処分）
- 宅地復旧支援
- 復興に向けた準備・調整
- 放射能対策

③ 復興対策（平成 24 年度から 5 年間）

《目標》

- ◎震災を教訓とした、震災対策方針を整理する。
- ◎被害集中地区の市域再生に向けた基盤施設整備を行う。

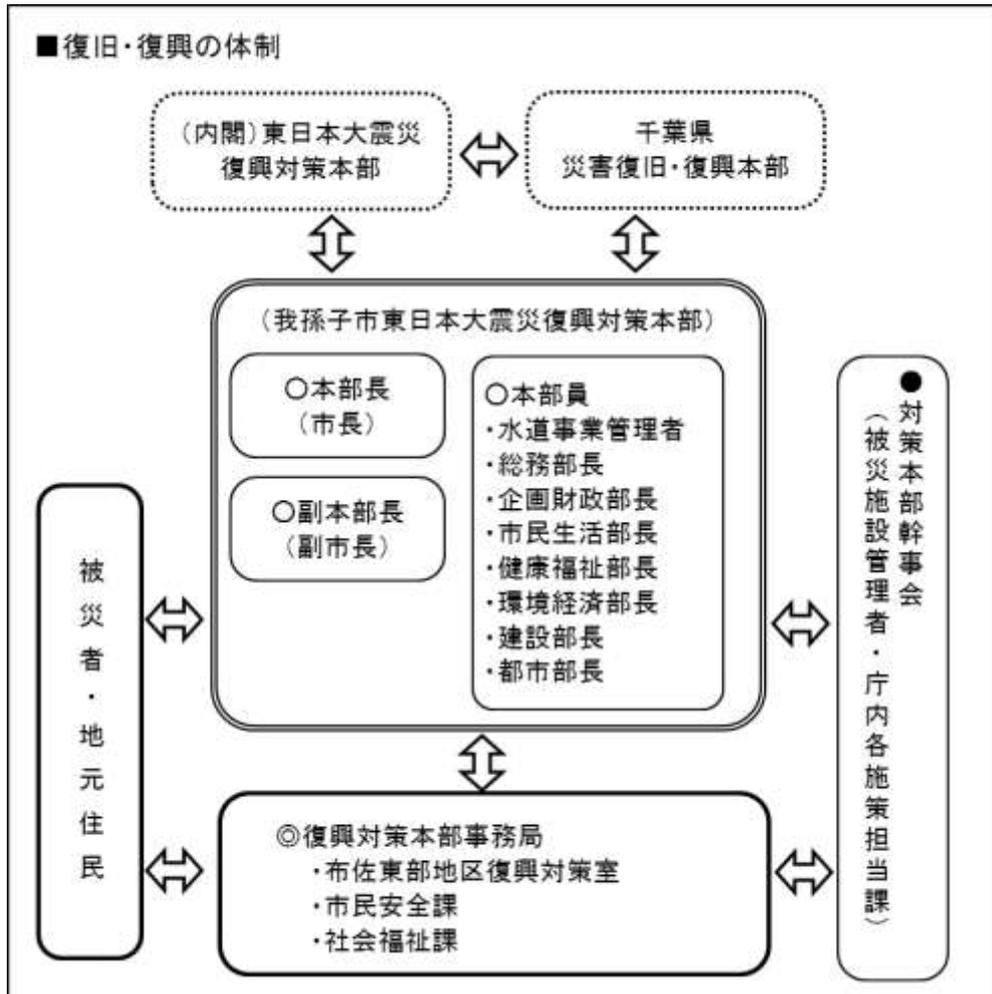
《主な取り組み》（例示：取り組み内容は改めて検討）

- 地域防災計画の見直し ※完了目標：平成 24 年度末（平成 23 年度中に着手）
- 地盤の液状化対策
- 公共施設、生活基盤施設の再整備
- 空地を活用したにぎわいづくり 等

（2）復旧・復興体制

我孫子市における復旧・復興対策は、「我孫子市東日本大震災復興対策本部」を中心に取り組んでいきます。

なお、復旧・復興対策にあたっては、国の復興対策本部及び千葉県の復旧・復興本部と連携して確実に進めていきます。



(天王台北部地区)

液状化に伴う地盤変動により、擁壁や建物への被害が発生した天王台北部地区(柴崎台2、3丁目地先)については、境界復元に向けた調査や擁壁改修に向けた調整の場の確保など、宅地の復旧に向けた支援を行っていきます。

なお、復旧支援は、被害発生箇所が市施行の土地区画整理事業地であったことから、当該土地区画整理事業を所管する地域整備課が中心となって進めていきます。

② 放射能対策

原発事故による放射能問題については、放射能に対する市民の不安を解消し、市民の平穏な生活環境を確保するため、環境経済部手賀沼課内に「放射能対策室」を設置し、東葛6市(我孫子市、柏市、鎌ヶ谷市、流山市、野田市、松戸市)で構成する「東葛地区放射線量対策協議会」と連携して必要な対策を進めていきます。

放射線量の低減策などの放射能対策については、庁内検討組織である「我孫子市放射線対策会議」で検討し、対応していきます。

なお、放射線量の低減等に要した費用は、国、(株)東京電力に対し求めていきます。



③ 液状化対策

今回の震災において、大きな被害の原因となった地盤の液状化については、庁内関係課による検討会議を設置し、対策方法の検討を行っていきます。

また、液状化被害が発生したと思われる区域については、被害状況や地質状況等の実態把握を行うとともに、今後の液状化危険度を判定し、地震ハザードマップに反映していきます。

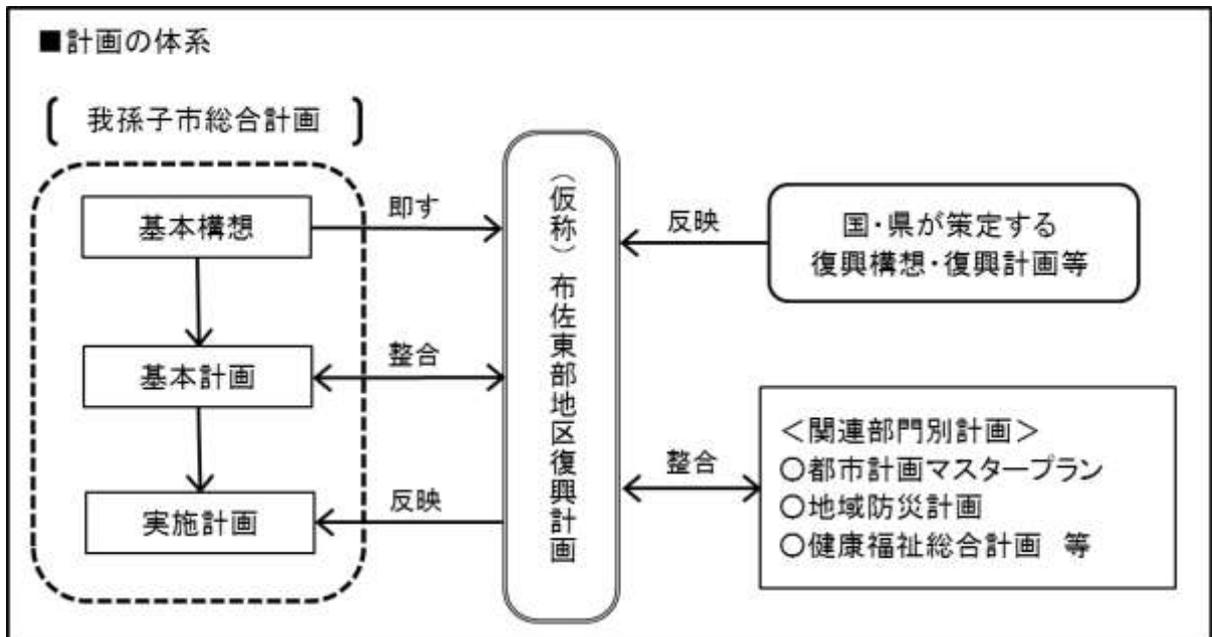
なお、液状化対策については、国や千葉県の検討結果も踏まえながら、住宅の建築、開発行為等における基準に反映していきます。

3. (仮称) 布佐東部地区復興計画の策定

① 位置付け

被災地区の復興を迅速かつ着実に進めていくため、「(仮称) 布佐東部地区復興計画(以下、復興計画)」を策定します。

復興計画は、我孫子市基本構想に即すとともに、基本計画や各部門別計画と整合をはかるものとし、実施計画に反映していくものとします。



② 復興計画の内容

復興計画は、概ね、次の内容について整理していきます。

- 復興計画の位置付け、目的
- 復興の目標
- 計画の対象とする区域

- 計画の目標年次
- 復興の基本方針と施策の体系（被災者支援方針を含む）
- 復興施策、復興事業の進め方
- 復興事業の優先順位

③ 策定方法とスケジュール

復興計画は、地域が限定されていることから、被災者並びに布佐地区の市民を中心に意見を聞きながら、復興対策本部で策定します。

また、復興計画については、早急な復旧・復興を進めていく必要があることから、平成 23 年度中の決定を目指していきます。

なお、復興計画に土地利用や都市施設の配置に関する事項を含める場合は、都市計画審議会に対して原案を示し、意見を聞き、意見を計画に反映することとします。

